

## 【経過】

ビキニ被ばく船員訴訟は、二つの裁判をたたかっています。東京地裁では、全国健康保険協会を被告として、労災申請却下の取消しを求める裁判、高知地裁では、国を被告として、憲法 29 条に基づいて損失補償を求める裁判です。裁判が動きだしています。

12月16日に高知地裁では、進行協議の後、第3回口頭弁論が行われました。

## 高知地裁で 12/16 第3回口頭弁論

原告団は垂幕「ビキニ事件はまだ終わっていない」を掲げて、裁判所に入りました。

### 【南拓人弁護士】報告メモより

午後1時30分より進行協議が行われ、続いて午後2時から、江川孝明弁護士が「原告ら第3準備書面」について、日米合意により請求不能になった被ばく船員の米国に対する請求権の準拠法について陳述を行いました。

また2016年国家賠償請求訴訟で提出した証拠の中から被ばくを立証する証拠を提出しました。

次回口頭弁論に向けて、原告らにおいて、特に因果関係については準備可能な範囲で民法 709 条の要件該当性について主張立証準備を進めていきます。

### 第4回口頭弁論の日時

2023年3月24日(金)午前11時～進行協議、午前11時30分～口頭弁論

### 【報告集会&記者会見】

口頭弁論後、高知城ホールへ移動して報告集会&記者会見を行いました。南拓人弁護士からの裁判報告、下本節子原告団長のあいさつに続いて、吉良富彦県議が11月の厚労省への要請行動について報告しました。そして岡村啓佐氏は、裁判費用づくりの協力をCFで呼びかけて、目標を超えて達成したこと、また来年5月に開催する「ビキニデーin高知2023」の取組みを紹介しました。



報告集会  
高知城ホール3F  
&記者会見

2022.12.16

東京と高知の裁判の動きは、右のQRコードからご覧いただけます。



## 厚労省への要請行動 12/26(月)

吉良富彦県議は、11月24日の厚労省への要請行動で、ビキニ被ばく船員の救済にむけて、3点要請しました。

- ① ビキニ被災船員救済に関わって、核実験被ばく者援護に係る特別措置法の制定など、立法措置による被害救済を図ること。
- ② 国として、ビキニ被災船員の健康状態・病歴などの調査を行い、被害の実態把握を進めること。
- ③ 操業中の放射線被ばくにより傷病を発症した際に、船員保険の適用を可能とするよう船員保険法を改正すること。

要請に対して厚労省保険局は「今回の要望を受け、課題として認識した。省庁間で共有して検討したい。」「保険局、労基局、被爆者援護法関連局等、必要に応じて共有し検討する」と回答しました。

この回答内容に関わって、12月26日午後3時から、具体的な対応等について説明を求めています。

(参加者：間間・色部・西村・市田・吉良・濱田・橋元)

## 東京地裁で 12/27 第2回口頭弁論

### 【内藤雅義弁護士】報告メモより

午後1時半～2時まで東京地裁第419号法廷で第2回口頭弁論が公開で行われます。その後、弁護士会館で報告集会&記者会見を行います。

被告が①被ばく船員の被ばく線量が極めて低い②放射線による晩発性影響(癌や血管系の病気等)を起こすと認められる基準量(100mSv)には到底及ばないと、主張していることへ反論していきます。

今回はその概要を主張し、次回以降に向けて、現在専門家(医師、放射性影響研究者、物理学者、気象学者、歴史家、社会学者など)と検討中です。

## 裁判の支援募金 クラウドファンディング

9月1日からスタートしたクラウドファンディングCFは、11月30日に終了し、目標500万円に対して、549万5千円のご協力をいただきました。

全国の皆さんの温かいご支援に、改めまして感謝申し上げます。

この度のCFでは、プロジェクトに2400人を超える方が訪問し、300人を超える方に募金して戴きました。ビキニ事件の取組みで繋がることがなかった皆さんへの支援の輪が広がったことも、大きな財産となりました。来年1月1日からは、継続寄附マンスリーサポートに切り替えて支援を呼びかけていきます(月々1千円、2千円、3千円のコースを設定)。